

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者の職務を代理する職員の指定について

昭和58年4月1日告示第4号
改正 平成4年4月1日告示第8号
平成19年3月28日告示第3号（題名改称）
平成27年3月23日告示第3号
平成28年3月28日告示第3号
令和2年3月30日告示第3号
令和2年10月28日告示第10号
令和3年3月30日告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定により、会計管理者に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する職員を次のとおり指定した。

盛岡・紫波地区環境施設組合職員に併任された矢巾町出納室長の職にある者（会計管理者が出納室長の職を兼ねる場合にあつては出納室長補佐。その場合において出納室長補佐がおかれない場合にあつては出納室係長。）

附 則

この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日告示第8号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第3号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この告示による改正後の盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者の職務を代理する職員の指定については適用せず、この告示による改正前の盛岡・紫波地区環境施設組合収入役の職務を代理する吏員の指定については、なおその効力を有する。この場合において、この告示による改正前の題名中「吏員」とあるのは「職員」と、本則中「吏員」とあるのは「職員」と、「事務吏員」とあるのは「職員」とする。

附 則（平成27年3月23日告示第3号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第3号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第3号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日告示第10号）

この告示は、令和2年10月28日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第4号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。